

老齢厚生年金

～退職後に受けられる年金について～

65歳に達したときに、国民年金から「老齢基礎年金」が、共済組合から「老齢厚生年金」および「退職年金(退職等年金給付)」が支給されます。

「老齢基礎年金」は65歳に達したときから支給されることとなっており、また、「老齢厚生年金」と「退職年金(退職等年金給付)」も原則として65歳から支給されますが、生年月日等により「特別支給の老齢厚生年金」が65歳より前に支給される場合があります。

◆支給イメージ

支払実施機関	イメージ図	
共済組合		退職年金(退職等年金給付)
	※退職共済年金(経過的職域加算額)	※退職共済年金(経過的職域加算額)
	特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金
	▲ 65歳	
日本年金機構		老齢基礎年金 (国民年金)
	▲ 65歳	

※平成27年9月30日以前の組合員期間がある場合は「退職共済年金(経過的職域加算額)」が加算されて支給されます。

◆支給要件

- ① 組合員期間が1年以上あること
(民間会社等の厚生年金加入期間も合算されます。)
- ② 支給開始年齢に到達していること
※特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は21ページ【表1】を参照ください。
- ③ 組合員期間等(組合員期間のほか、民間会社等の厚生年金加入期間や国民年金などの公的年金制度の加入期間)が10年以上あること



老齢年金の資格期間が10年に短縮されました

これまで、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成28年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

◆特別支給の老齢厚生年金の支給開始スケジュール【表1】

●一般組合員

生年月日	支給開始年齢
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳



●特定消防組合員

※消防司令以下の消防職員であった方で、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員

生年月日	支給開始年齢
昭和30年4月2日～昭和34年4月1日	60歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	61歳
昭和36年4月2日～昭和38年4月1日	62歳
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日	63歳
昭和40年4月2日～昭和42年4月1日	64歳
昭和42年4月2日以後	65歳

年金のことQ&A

このコーナーでは組合員の皆さまよりお問い合わせいただいた疑問にお答えしていきます

Q 公務員として5年間働いています。

年金を受け取るには、被保険者(組合員)期間等が10年以上とありますが、10年間働かないと、年金は受け取れないのでしょうか？

A 働いていた期間が5年間でも年金を受け取ることができます。

公務員期間以外に民間会社で働いて厚生年金に加入したり、配偶者の扶養となって国民年金に加入した期間も被保険者(組合員)期間等に含まれるため、合算して10年以上となった場合に年金を受け取ることができます。

支給開始年齢に到達したとき、公務員期間の5年間分にかかる年金は共済組合が算定し支給いたします。

なお、民間会社で働いていた際の厚生年金および国民年金の加入期間にかかる年金は日本年金機構が支給いたします。



お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307